



保警環第95号の2  
平成27年5月14日

各管区海上保安本部  
警備救難部長 殿

海上保安庁警備救難部  
環境防災課長



「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」の実施に係る留意事項について

標記について、今般、「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」を締結し、海上保安庁警備救難部長より、保警環第91号の2のとおり通知されたところであるが、本協定の実施に係る留意事項を別添のとおり定めたので、関係職員に周知のうえ実施に遺漏なきを期されたい。

警察庁丁備発第145号  
保警環第95号  
平成27年5月13日

「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」の  
実施に係る留意事項

「大規模災害に際しての警察及び海上保安庁の相互協力に関する協定」（平成27年5月13日付け警察庁丙備発第67号、保警環第91号。以下「協定」という。）の実施に係る留意事項について、次のとおり定める。

警察庁警備局警備課長  
近藤 知 尚



海上保安庁警備救難部環境防災課長  
石塚 智 之



（連携の強化）

第1条 警察及び海上保安庁は、大規模災害に際しての相互協力がより迅速かつ円滑に行われるようにするため、平素から緊密な連携を確保し、相互協力のために必要な情報の共有、訓練の実施等に努めるものとする。

（情報の種別）

第2条 協定第2条に規定する大規模災害に係る情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被害状況に関する情報
- (2) 救出救助活動、捜索活動等（以下「救出救助活動等」という。）の態勢に関する情報
- (3) 救出救助活動等に從事する部隊の移動に関する情報
- (4) その他救出救助活動等を効果的に実施するために必要と認められる情報


（支援の依頼）

第3条 協定第3条から第6条までに規定する支援を依頼する場合は、警察にあっては警察庁警備局長から海上保安庁海上保安監に対し、海上保安庁にあって



は海上保安庁海上保安監から警察庁警備局長に対し、支援を依頼する事由その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要するため文書により行ういとまがない場合は、口頭により行い、事後速やかに、当該文書を送付するものとする。


(依頼に対する回答)

 第4条 警察庁警備局長及び海上保安庁海上保安監は、前条の規定による依頼を受けたときは、速やかに、当該依頼に対する可否の判断を行い、その結果を文書により回答するものとする。ただし、文書により行ういとまがない場合は、口頭により行い、事後速やかに、当該文書を送付するものとする。

(地方機関等の長による手続)

第5条 第3条に規定する支援の依頼及び前条に規定する回答について、支援の区域、内容等に鑑み、管区警察局長、警視総監又は道府県警察本部長（以下この条において「管区警察局長等」という。）及び管区海上保安本部長、海上保安（監）部長又は海上保安航空基地長（以下この条において「管区海上保安本部長等」という。）が行うことが適当であると警察庁警備局長及び海上保安庁海上保安監が認めるときは、前2条の規定にかかわらず、管区警察局長等及び管区海上保安部長等が行うことができるものとする。

(連絡調整責任者)

 第6条 前3条に規定する支援の依頼及び回答に係る連絡及び調整（以下「連絡調整」という。）を行うため、警察及び海上保安庁に、別表に掲げる連絡調整責任者を置くものとする。

2 連絡調整責任者は、第3条及び前条に規定する支援の依頼があった場合は、当該依頼に係る支援の実現に向け、関係する連絡調整責任者との間において、迅速に連絡調整を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 警察又は海上保安庁は、支援を行ったことにより、特に費用を要した場合は、当該支援を依頼した警察又は海上保安庁に対し、当該費用の負担を求めることができるものとする。



別表

連絡調整責任者

警 察	海 上 保 安 庁 等
警察庁警備局警備課長	海上保安庁警備救難部環境防災課長
管区警察局広域調整第二課長 都道府県警察本部災害対策担当課長	管区海上保安本部警備救難部環境防災課長（第八～第十管区を除く。） 管区海上保安本部警備救難部救難課長（第八～第十管区に限る。） 海上保安（監）部警備救難課長 海上保安航空基地警備救難課長

